

(様式)

\*印は設備管理ユニットにて記入

*受付日	
*委員名	

## 先端技術センターでの実験試料・化学薬品の使用届

先端技術センター長 殿

申請者 印

部門・施設		内線	
-------	--	----	--

所属・職名	
TEL	
FAX	
e-mail	

先端技術センター実験室の利用において、下記のような試料・化学薬品を使用しますので届け出ます。

種 目	a.共同研究 b.施設利用 C.その他 ( ) .												
研究課題名													
化学物質管理者・保護具 着用管理責任者氏名 <sup>注</sup>						台内対応者							
実験期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日												
共同利用者(所属)	( )					( )							
名称	形態(ガス: 圧力)	数量(単位含 む)	登 録 済	有毒性(量・形態問わず)									
				な し	引 火	可 燃	爆 発	酸 化	禁 水	強 酸	腐 食	有 毒	
気体試料・薬品													
気体以外の試料・薬品													

備考: 有害性のあるものについては「実験試料・化学薬品の取扱・処理届」の提出を要請される場合があります。

注: 2024年4月1日施行の労働安全衛生法の改正で化学物質管理者と保護具着用管理責任者の任命が義務化されました。

## 先端技術センター共同利用における 実験試料・化学薬品の使用について

先端技術センター

### 1. 概 要

先端技術センター(ATC)で、実験試料または化学薬品を使用するときには、設備管理ユニット(設備管理)への届出が必要です。共同利用を行う方は、所定の手続きに従って使用届を提出してください。以下の規則を順守できない方は共同利用が行えませんので、十分ご注意願います。

1. 使用届に必要な事項を記入ののち、共同利用研究の申請の際にはほかの書類と一緒に提出してください。提出が遅れた場合には、設備管理またはプロジェクト対応者に直接提出してください。
2. 実験遂行者は、共同利用を遂行する週の最初に、使用届のコピーを実験室入口に掲示し、さらに1枚をプロジェクト担当者もしくは実験室内対応者にお渡しください。
3. 有害性のある薬品については、取扱い・処理届の書類提出が必要となることがあります。＜参考資料＞にて確認の上、該当する場合は書類を記入し、速やかに設備管理の担当者に提出してください。
4. 試料・化学薬品等の使用のあるなしにかかわらず、必ず提出してください。
5. 提出後に変更のあった場合には、速やかに(遅くとも1か月前までに)再提出してください。この場合、提出先は設備管理になります。
6. 原則として実験試料・化学薬品は使用后すべて実験室から引き取ってください。安全上など、やむを得ない理由でそのまま保管することを希望する方は、設備管理か、実験室対応者を通して、設備管理に保管届を提出してください。
7. 試料・化学薬品の化学物質安全性データシート(MSDS:Material Safety Data Sheet)を提出願います。購入するとき、事前に会社に連絡し取得し、コピーを速やかにATC設備管理へ提出願います。

### 2. 記入要領

1. 実験期間欄は、来所時に記入する。共同利用者名欄には、実際に共同利用を行う者を1～2名記入する。
2. 試料・薬品等の使用が一切ない場合は、名称欄に「なし」と記入する。
3. 常温・常圧で気体のものと、それ以外の物とを分けて記入する。気体試料については形態に充填圧(液化ガスの場合には試料重量)と容器の形態(金属ボンベ、ガラス容器等)を記入する。数量にボンベの容量と本数を記入する。その他の試料については、形態に液体か固体かを記入して、数量には重量(又は容量)を記入する。
4. 登録済欄には、同じ実験試料・薬品について、以前に、取扱・処理届を提出したことがある場合に○印でチェックする。以上の手続きによって、新たな取扱・処理届の提出が免除される場合がある。
5. 有害性の欄は微量または密封品であっても、○印でチェックする。複数ある場合は、すべての欄にチェックする。
6. 爆発性とは、衝撃あるいは加熱により爆発するものとする。
7. 酸化性とは、加熱、圧縮、又は酸やアルカリなどの添加によって、強い酸化性を示すものとする。
8. 禁水性とは、吸湿あるいは水との接触によって、発熱、発火、有毒ガス発生するものとする。
9. 強酸性とは、無機、有機の強酸類とする。
10. 腐食性とは、人体に接触した時、皮膚や粘膜を強く刺激し、又は損傷するものとする。
11. 有毒性とは、有害性許容濃度 200ppm 未満、又は 200mg/m<sup>3</sup> 未満のもの、又は経口致死量 300mg 未満のものとする。ただし、気体試料では有毒の指定があるものすべてとする。
12. 放射性物質および核燃料物質は、一切持ち込めない。